

# 家畜保健衛生所情報

令和7年11月4日

## 北海道、新潟県で高病原性鳥インフルエンザが発生！

11月2日に北海道恵庭市、11月4日に新潟県胎内市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました（H5 亜型）。国内では今シーズン2例目、3例目の高病原性鳥インフルエンザの発生となります。

### ■農場の概要

	確認日	所在地	飼養状況
2例目	11月2日	北海道恵庭市	採卵鶏（約23.6万羽）
3例目	11月4日	新潟県胎内市	採卵鶏（約63万羽）

### ■対応

- (1)当該農場で飼養されている家きんについて、疑似患畜として、処分する。
- (2)当該農場から半径3km以内の区域について移動制限の設定、半径3kmから半径10km以内の区域について搬出制限区域の設定等、必要な防疫措置を実施する。

☆ 今年は、野鳥においても北海道で10月15日に回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が初めて確認されて以降、すでに6例が確認されています。すでに、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動していることから、引き続き厳重な警戒をお願いします。

家きんを飼養されている皆様におかれましては裏面の事項に注意し、飼養衛生管理基準の遵守による本病ウイルスの侵入防止対策、及び異常家きん発見時の早期通報をお願いします。

- 飼養家きんの健康観察を行い、異常家きんの有無の確認を徹底して下さい。
- 異常家きん発見時には家畜保健衛生所への早期通報をお願いします。

(下記写真参照)

- 家きん舎出入口での消毒を徹底して下さい。
- 野鳥の家きん舎等への侵入防止の為、防鳥ネットの再確認をして下さい。
- 家きん舎周囲へ消石灰を散布するなど、野生動物等の侵入防止に努めて下さい。
- 発生国の家きん農家等関連施設への訪問は、控えて下さい。

### 【高病原性鳥インフルエンザによる死亡例】



過去 21 日間の平均死亡率の 2 倍を超える死亡があった場合には、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

鳥インフルエンザについての最新情報は、農林水産省と環境省のホームページ（下記アドレス）に掲載されていますので、ご確認ください。

<[農林水産省 HP](#)>

<[環境省 HP](#)>

<[北海道 HP](#)>

<[新潟県 HP](#)>



\*\*\*\*\*  
大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59  
TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152  
\*\*\*\*\*